

質屋営業法に係る処分基準の改定について

1 概要

令和元年6月14日、成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、質屋営業法（昭和25年法律第158号）の一部改正が行われた。これを受け、警察庁において「古物営業法等に係るモデル処分基準の改定について（通達）」（令和3年1月20日付け警察庁丙生企発第4号。以下「警察庁通達」という。）が発出され、質屋営業法に係る処分基準の改定が行われたことから、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条及び千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）の規定に基づき、千葉県警察において法改正に係る処分基準に加え、見直しを要する処分基準について改定するものである。

2 改定内容

警察庁通達のモデル基準に合わせ、成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布及び質屋営業法の一部改正による条ずれ等により所要箇所を改定したことから、関係する処分基準は次のとおりである。

質屋営業法に基づく処分基準

- 質物等の差止め（第23条）
- 質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令（第25条第1項）
- 質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令（第25条第2項）
- 別紙 質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準
- 別表第1（第3条関係）
- 別表第2（第3条関係）

3 施行日

令和3年4月1日